

# 都市再生整備計画 事後評価方法書

## 阿見西部地区

平成25年5月

茨城県阿見町

**(1) 成果の評価****1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況****指標 1 :** 渋滞率**A : 事前評価時の『従前値』の求め方**

①従前値の 基準時点	平成20年5月
②実施主体	都市開発部都市計画課
③計測手法	・阿見西部地区の既存幹線道路である町道第0103号線の1箇所調査員を配置し、午前7時から午後7時までの12時間の交通量を計測。その値を基に街路事業計画に用いる計算方法により渋滞率を求めた。

**B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方**

④計測時期	平成25年9月
⑤実施主体	都市整備部道路公園整備課
⑥データの 計測手法	・町道第0103号線の1箇所調査員を配置し、午前7時から午後7時までの12時間の交通量を計測し、その値から渋滞率を求める・
⑦評価値の 求め方	・平成25年9月時点における町道第0103号線の交通量調査を実施し、その値から渋滞率を求める。 ・計測時点までに基幹事業である都市計画道路荒川沖・寺子線が開通することから、計測データをそのまま評価値(確定)とする

⑧確定/見 込みの別	●	確定	
		見込み	

**C : フォローアップ時の『確定値』の求め方**

⑨フォローアップ の必要性		あり	
	●	なし	
⑩計測時期	-		
⑪実施主体	-		
⑫計測手法	-		

<b>指標 2 :</b>	<b>建築戸数</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>		
①従前値の基準時点	平成20年5月	
②実施主体	都市開発部都市計画課	
③計測手法	・本郷第一土地区画整理地内での既存住宅及び移転による新築を除いた住宅新築戸数について平成20年5月時点までの増加戸数を調査計測した。	
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>		
④計測時期	平成25年7月	
⑤実施主体	都市整備部都市計画課	
⑥データの計測手法	・本郷第一土地区画整理地内での既存住宅及び移転による移転による新築を除いた住宅新築戸数を調査計測する。	
⑦評価値の求め方	・平成25年7月時点での増加戸数のデータと、過去の増加の傾向から評価基準日【平成26年3月31日】の建築増加戸数を推計し、評価値（見込みの値）とする。	
⑧確定／見込みの別		確定
	●	見込み
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>		
⑨フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑩計測時期	平成26年4月時点	
⑪実施主体	都市整備部都市計画課	
⑫計測手法	評価基準日【平成26年3月31日】に建築増加戸数が確定することから、それにより確定値とする。	

<b>指標3：</b>	<b>住環境に関する満足度</b>	
<b>A：事前評価時の『従前値』の求め方</b>		
①従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時（平成21年3月）	
②実施主体	都市開発部都市計画課	
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「阿見町第5次総合計画後期基本計画策定に係る住民意向調査」により、当該地区に住居する20歳以上の男女を対象にアンケート調査した結果を整備計画作成時点で類推したものを従前値とした。（問「住宅・住環境の整備に関する取組み」について、5段階評価①不満、②やや不満、③ふつう、④どちらかといえば満足、⑤満足のうち、③ふつう以上の割合を集計した。）</li> </ul>	
<b>B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>		
④計測時期	平成25年7月	
⑤実施主体	都市整備部道路公園整備課	
⑥データの 計測手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地区に住居する20歳以上の男女を住民基本台帳から年齢階層別に無作為に抽出し（500名程度）、アンケート調査にて計測する。</li> </ul>	
⑦評価値の 求め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年7月時点における、当該地区内の住環境に関する満足度を計測する。</li> <li>・対象となる事業がほぼ完成しており【平成26年3月31日】までに計測した値が変動する可能性は低いため確定した評価値とする。</li> </ul>	
⑧確定／見 込みの別	●	確定
		見込み
<b>C：フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>		
⑨フォローアップ の必要性	●	なし
		あり
⑩計測時期	-	
⑪実施主体	-	
⑫計測手法	-	

**(1) 成果の評価**

**2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測**

<b>数値指標：</b>					
<b>記述理由</b>					
<b>A：事前評価時の『従前値』の求め方</b>					
①従前値の 基準時点					
②実施主体					
③計測手法					
<b>B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>					
④計測時期					
⑤実施主体					
⑥データの 計測手法					
⑦評価値の 求め方					
⑧確定／見 込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確 定</td></tr><tr><td></td><td>見込み</td></tr></table>		確 定		見込み
	確 定				
	見込み				
<b>C：フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>					
⑨フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td></td><td>あ り</td></tr><tr><td></td><td>な し</td></tr></table>		あ り		な し
	あ り				
	な し				
⑩計測時期					
⑪実施主体					
⑫計測手法					

## (2) 実施過程の評価

### 1) モニタリングの実施状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア  都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ  都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ  都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

#### C : 事後評価時の確認方法

①時 期

②確 認 先

③確認方法

### 2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア  都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ  都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ  都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

地域と一体となった良好な街並み形成を誘導するため、景観審議会により沿道景観基準を定めていく。また、荒川本郷地区まちづくり検討委員会により今後の当地区におけるまちづくりを総合的・計画的に実施していく。

#### C : 事後評価時の確認方法

①対 象

景観審議会の実施状況を確認する。  
荒川本郷地区まちづくり検討委員会の実施状況を確認する。

②時 期

平成25年7月

③確 認 先

都市整備部都市計画課

④確認方法

景観審議会の議事録等で実施状況を確認する。  
荒川本郷地区まちづくり検討委員会の議事録等で実施状況を確認する。

### 3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア  都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ  都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ  都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

#### C : 事後評価時の確認方法

①対 象

②時 期

③確 認 先

④確認方法

<b>(3) 効果発現要因の整理</b>	
① 期	平成25年10月(予定)
②実施主体	道路公園整備課
③検討体制	道路公園整備課が主管課となり、関係各課による組織を設置し検討する。

<b>(4) 今後のまちづくり方策の作成</b>	
① 期	平成25年10月(予定)
②実施主体	道路公園整備課
③検討体制	前記の組織により方策を作成する。

<b>(5) 事後評価原案等の公表</b>		
	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成25年11月上旬(予定)	平成26年3月
②実施主体	道路公園整備課	道路公園整備課
③公表方法	広報への掲載にて周知し、道路公園整備課窓口での閲覧、ホームページへの掲載により公表する。公表期間は2週間とする。	広報への掲載にて周知し、道路公園整備課窓口での閲覧、ホームページへの掲載により公表する。公表期間は1年とする。

<b>(6) 評価委員会の審議</b>	
①時 期	平成25年11月下旬(予定)
②実施主体	道路公園整備課
③設置・運用方法	都市計画審議会メンバーの有識者を中心に都市再生整備計画事業評価委員会を構成する。まちづくりの観点から、都市再生整備計画事業に限定し事業評価を行う。

<b>(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定</b>	
①聴取方法	特に予定なし。

※(3)～(6)の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

<b>(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況</b>	
①予算措置の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他( )

都道府県名	茨城県
市町村名	稲敷郡阿見町
地区名	阿見西部地区
計画期間	平成21年度～平成25年度
作成者	部署 都市整備部
	役職 主任
	氏名 山崎 秀之
連絡先	T E L 029-888-1111 (内 243)
	F A X 029-887-9560
	E-mail dorokoenseibika-ofc@town.ami.lg.jp